

危険物の試験及び性状に関する省令  
危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令  
第三百六号）第一条の九の規定に基づき、及び同  
令を実施するため、危険物の試験及び性状に関する省令を次のように定める。

**第一条** 粉粒状の物品は、目開きが二ミリメートルの網ふるい（日本産業規格（産業標準化法昭和二十四年法律第八十号）第二十条第八〇一に規定する網ふるいをいう。以下同じ。）をハーベーに回転させながら毎分百六十回の振幅を与えてふるつた場合に、当該網ふるいを三十分間で通過するものが十パーセント以上のものとする。

**第二条** 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号。以下「令」という。）第一条の三第二項の燃焼試験の細目その他必要な事項は、別表第一に定めるところによる。

**第三条** 令第一条の三第三項の大量燃焼試験の細目その他必要な事項は、別表第二に定めるところによる。

**第四条** 令第一条の三第六項の落球式打撃感度試験の細目その他必要な事項は、別表第三に定めるところによる。

**第五条** 令第一条の三第七項の鉄管試験の細目その他必要な事項は、別表第四に定めるところによる。

**第六条** 令第一条の三第八項の鉄管が完全に裂けることとは、鉄管が上端から下端まで連続して裂けることをいう。  
(第二類の危険物の試験)

**第七条** 令第一条の四第二項の小ガス炎着火試験の細目その他必要な事項は、別表第五に定めるところによる。

**第八条** 令第一条の四第四項のセタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験の細目その他必要な事項は、別表第六に定めるところによる。  
(第三類の危険物の試験)

**第九条** 令第一条の五第二項の自然発火性試験の細目その他必要な事項は、別表第七に定めるところによる。  
(第四類の危険物の試験)

**第十条** 令第一条の五第五項の水との反応性試験の細目その他必要な事項は、別表第八に定めるところによる。

3 令第一条の六のセタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験の細目その他の必要な事項は、別表第十に定めるところによる。  
**第五条** 令第一条の七第二項の熱分析試験の細目その他の必要な事項は、別表第十二に定めるところによる。  
**第六条** 令第一条の八第一項の燃焼時間を測定する試験の細目その他の必要な事項は、別表第十四に定めるところによる。  
2 令第一条の七第五項の圧力容器試験の細目の他必要な事項は、別表第十三に定めるところによる。  
**附 則**  
1 この省令は、平成二年五月二十三日から施行する。  
2 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）別表第一類の項の品名欄の第十一号に掲げる物品のうち塩素酸塩類、過塩素酸塩類又は硝酸塩類のいずれかを含有するもの、同表第二類の項の品名欄の第八号に掲げる物品のうち硫黄、鉄粉、金属粉又はマグネシウムのいずれかを含有するもの及び同表第五類の項の品名欄の第十一号に掲げる物品のうち硝酸エステル類、ニトロ化合物又は金属のアジ化物のいずれかを含有するもののうち、火薬類取締法（昭和二十五年法律百四十九号）第二条に掲げられた火薬類に該当するものについては、当分の間、第一類、第二類及び第五類の危険物の試験は、適用しない。  
**附 則** (平成二年五月五日自治省令第一号)抄  
**第三二号**  
1 この省令は、平成二年五月二十三日から施行する。  
**附 則** (平成一三年九月二二日自治省令第一号)抄  
**第三三号**  
1 この省令は、平成十一年十月一日から施行する。  
**附 則** (平成一三年一〇月一日総務省令第一号)抄  
**施行期日**  
**第一条** この省令は、消防法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十三年十二月一日）から施行する。

別表第一（第一条関係）

附則（令和元年六月二八日総務省令第  
一九号）  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正  
する法律の施行の日（令和元年七月一日）から  
施行する。

別表第一（第一条関係）

第一 過塩素酸カリウムを標準物質とする燃焼試験

この省令は、令和二年五月一日から施行する。

（四〇号）附則（令和二年四月一五日総務省令第

過塩素酸カリウムを標準物質とする燃焼試験は、三に規定する試験場所において、四に規定する試験の実施手順で、一に規定する標準物質と二に規定する木粉との混合物及び試験物品と二に規定する木粉との混合物をそれぞれ燃焼させた場合の燃焼時間を測定するものとする。

一 標準物質

標準物質は、目開きが三百マイクロメートルの網ふるいを通過し、百五十マイクロメートルの網ふるいを通過し、二百五十マイクロメートルの網ふるいを通過しないものとする。

二 木粉

木粉の材質は、日本杉の辺材とする。木粉は、目開きが五百マイクロメートルの網ふるいを通過し、二百五十マイクロメートルの網ふるいを通過しないものとする。

三 試験場所

試験場所は、温度二十度、湿度五十パーセント、気圧一気圧の無風の場所とする。

四 試験の実施手順

イ 標準物質に係る実施手順

(1) 標準物質（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。口(二)において同じ。）とを重量比一対一で合計が三十グラムになるようにとり、均一に混合する。

シリカゲルを入れたデシケータ中に温度百五度で四時間乾燥し、乾燥用の断熱板（温度零度における熱伝導率の

(3) 点火源（円輪状にした直径が二ミリメートルのニクロム線で温度千度に加熱されているもの）を上方から（2）の円錐形のたい積の基部に、当該基部の全周が着火するまで接触させる。この場合において、点火源の当該基部への接触時間は十秒までとする。

(4) 燃焼時間（混合物に点火した場合において、（2）の円錐形のたい積の基部の全周が着火してから発炎しなくなるまでの時間をいい、間欠的に発炎する場合には、最後の発炎が終了するまでの時間とする。以下この表において同じ。）を測定する。

試験物品に係る実施手順

(1) 試験物品（目開きが一・一八ミリメートルの網ふるいを通過する成分であつて、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）と木粉とを重量比一対一及び四対一でそれぞれ合計が三十グラムになるようとり、均一に混合する。この場合において、目開きが一・一八ミリメートルの網ふるいを通過する成分を有しない試験物品にあつては、粉碎して当該網ふるいを通過するものを用いるものとする。

(2) 重量比一対一及び四対一の混合物についてそれぞれイ（2）から（4）までと同様の手順により実施する。

(3) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、（2）で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

第二 臭素酸カリウムを標準物質とする燃焼試験 第一の一から四までは、臭素酸カリウムを標準物質とする燃焼試験は三に規定する試験場所において、過塩素酸カリウムを標準物質とする大量燃焼試験は別表第一（第一条関係）

四に規定する試験の実施手順で、一に規定する標準物質と二に規定する木粉との混合物及び試験物品と二に規定する木粉との混合物を燃焼させた場合の燃焼時間を測定するものとする。

一 標準物質

標準物質は、目開きが三百マイクロメートルの網ふるいを通過し、百五十マイクロメートルの網ふるいを通過しないものとする。

二 木粉

木粉の材質は、日本杉の辺材とする。

口 木粉は、目開きが五百マイクロメートルの網ふるいを通過し、二百五十マイクロメートルの網ふるいを通過しないものとする。

三 試験場所

試験場所は、温度二十度、湿度五十パーセント、気圧一気圧の無風の場所とする。

四 試験の実施手順

イ 標準物質に係る実施手順

(1) 標準物質（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）と木粉（温度百五度で四時間乾燥し、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。口(1)において同じ。）とを重量比二対三で合計が五百グラムになるようにとり、均一に混合する。

(2) 厚さが十ミリメートル以上の無機質の断熱板の上に、(1)の混合物を高さと底面の直径の比が一対二となるよう円錐形にたい積させる。

(3) 点火源（筒の直径が二十ミリメートルの発炎筒の火炎で、火炎が安定した後、長さが八十ミリメートル、温度が千度のもの）を(2)の円錐形のたい積の基部に三十秒間接触させる。

(4) 燃焼時間（混合物に点火した場合において、(2)の円錐形のたい積の基部の点火源の接触箇所が着火してから当該混合物が発炎しなくなるまでの時間）をいい、間欠的に発炎する場合には、最後の発炎が終了するまでの時間とする。）を測定する。

別表第三（第一条関係）

一 硝酸カリウムを標準物質とする落球式打撃感度試験  
硝酸カリウムを標準物質とする落球式打撃感度試験は、三に規定する試験場所において、四に規定する試験の実施手順で、一に規定する標準物質と二に規定する赤りんとの混合物と鋼球を落下させた場合に五十パーセントの確率で爆発する高さから、鋼球を試験物品と一緒に規定する赤りんとの混合物に落下させた場合に爆発する確率を求めるものとする。

一 標準物質

標準物質は、目開きが三百マイクロメートルの網ふるいを通過し、百五十マイクロメートルの網ふるいを通過しないものとする。

二 試験場所

試験場所は、温度二十度、湿度五十パーセント、気圧一気圧の無風の場所とする。

三 試験の実施手順

標準物質に係る実施手順

(1) 鋼製の円柱 (材質が日本産業規格G四八〇五に規定するもので、直径及び高さがいずれも十二ミリメートルの円柱。以下同じ。) の上に赤りん (乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの) 五ミリグラムを載せ、その上に標準物質 (乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存しているもの) 五ミリグラムを載せる。

試験場所は、温度二十度、湿度  
ント、気圧一気圧の無風の場  
所で試験を行なった。

(2) 鋼球（材質が日本産業規格G四八〇五に規定するもので、直徑が四十ミリメートルの球）を混合物の上に直接落下させて、爆発するか否かを観察する。

(3) 爆発した場合には、落高（鋼製の円柱の上面から鋼球の下端までの高さ。以下この号において同じ。）を爆発した落高の値の常用対数と比較して、常用対数の差が〇・一となる高さに下げ、爆発しなかつた場合には、落高を比較して、常用対数の差が〇・一となる高さに上げる方法で（2）及び（3）と同様の手順により繰り返し、実施する。

(4) (3) の結果に基づき標準物質と赤りんとの混合物が五十パーセントの確率で爆発する落高（以下この号において「五十パーセント爆点」という。）を求める。

口 試験物品に係る実施手順

(1) イ（1）及び（2）と同様の手順により繰り返し、実施する。この場合において、落高はイ（4）で求めた五十パーセント爆点とし、試験物品は、目開きが一・一八ミリメートルの網ふるいを通じて、網ふるいを通過する成分を有しない物品にあつては、粉碎して該網ふるいを通過するもの）であつて、乾燥用シリカゲルを入れたデンケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているものとする。

(2) (1) の結果に基づき試験物品と赤りんとの混合物が爆発する確率を求めること。

第二 塩素酸カリウムを標準物質とする落球式打撃感度試験

塩素酸カリウムを標準物質とする落球式打撃感度試験は、三に規定する試験場所において、四に規定する試験の実施手順で、一に規定する標準物質と二に規定する赤りんとの混合物に鋼球を落下させた場合に五十パーセントの確率で爆発する高さから、鋼球を試験物

試験場所は、温度二十度、湿度五十分、一セント、気圧一気圧の無風の場所とする。  
（式食の実験三項）

(1) 鋼製の円柱の上に赤りん（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されたもの）二ミリグラムを載せ、その上に標準物質（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）二ミリグラムを載せ、これらの上に鋼製の円柱を載せる。

(2) 鋼球（材質が日本産業規格G四八〇五に規定するもので、直径が七ミリメートルの球）を混合物の上部の鋼製の円柱の上に落下させて、爆発するか否かを観察する。

(3) 爆発した場合には、落高（上部の鋼製の円柱の上面から鋼球の下端までの高さ。以下この号において同じ。）を爆発した落高の値の常用対数と比較して、常用対数の差が○・一となる高さに下げ、爆発しなかつた場合には、落高を爆発しなかつた落高の値の常用対数と比較して、常用対数の差が○・一となる高さに上げる方法で（二）及び（三）と同様の手順により繰り返し、実施する。

(4) (3) の結果に基づき標準物質と赤りんとの混合物が五十パーセントの確率で爆発する落高（以下この号において





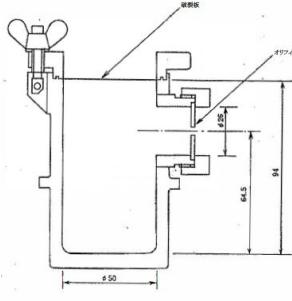


図 圧力容器 (単位 mm)

第一 孔径が一ミリメートルのオリフィス板を用いる圧力容器試験  
孔径が一ミリメートルのオリフィス板を用いる圧力容器試験は、一に規定する装置を用い、二に規定する試験の実施手順により試験物品を圧力容器内で加熱した場合に破裂板が破裂するか否かを観察するものとする。

イ 圧力容器は、図に示すものとする。

別表第十三（第五条関係）  
ハ 試験物品に係る実施手順  
イ (1) 及び (2) と同様の手順により実施する。ただし、過酸化ベンゾイル及び基準物質の量はそれぞれ二ミリグラムとする。

ハ 過酸化ベンゾイルに係る実施手順  
イ (1) 及び (2) と同様の手順により実施する。ただし、過酸化ベンゾイル及び基準物質の量はそれぞれ二ミリグラムとする。

(2) 発熱開始温度及び発熱量を測定する。

ハ 装置は、基準物質として酸化アルミニウム (a) を用いた示差走査熱量測定装置又は示差熱分析装置とする。  
二 試験の実施手順  
イ 二・四・ジニトロトルエンに係る実施手順  
(1) 二・四・ジニトロトルエン及び基準物質それぞれ一ミリグラムをそれぞれ破裂圧力が五メガパスカル以上のステンレス鋼製の耐圧性のセルに密封したものを装置に装てんし、二・四・ジニトロトルエン及び基準物質の温度が六十秒間に十度の割合で上昇するように加熱する。

(2) 発熱開始温度及び発熱量を測定する。

ハ 装置は、内径三十ミリメートル、高さ五十ミリメートル、厚さ〇・四ミリメートルのもので、かつ、底が平面で、上部が開放されたアルミニウム製の円筒形のものとする。

二 孔径が一ミリメートルのオリフィス板は、厚さが二ミリメートルのステンレス鋼製のものとする。

ハ 破裂板は、その破裂圧力が〇・六メガパスカルの金属製のものとする。

ハ 加熱器は、出力七百ワット以上の電気炉とする。

## 二 試験の実施手順

イ 圧力容器の底にシリコン油五グラムを入れた試料容器を置き、当該圧力容器を加熱器により加熱した場合に、当該シリコン油の温度が百度から二百度までの間において六十秒間に四十度の割合で上昇するように加熱器の電圧及び電流を設定する。

ハ 加熱器を三十分以上かけて加熱し続ける。

## 三 試験の実施手順

イ 硝酸の九十パーセント水溶液に係る実施手順

(1) 外径百二十ミリメートルの平底蒸発皿（日本産業規格R-1302に規定するものの）の上に、木粉（温度百五度で四時間乾燥し、乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの。ロ

ハ

(1)において同じ。）十五グラムを高さと底面の直径の比が一対一・七五となるように円錐形にたい積させ、これを一時間放置する。

ハ

(1) の円錐形のたい積に硝酸の九十

メートルの三クロム線で温度千度に加熱されていくるもの）を上方から（2）の円錐形のたい積の基部に、当該基部の全周が着火してから発炎しなくなるまで時間は十秒までとする。

ハ

(3) 点火源（円輪状にした直径が二ミリ

メートルの三クロム線で温度千度に加熱されていくもの）を上方から（2）の円錐形のたい積の基部に、当該基部の全周が着火するまで接触させる。この場合において、点火源の当該基部への接觸時間は十秒までとする。

ハ

(4) 燃焼時間（混合物に点火した場合に

おいて、（2）の円錐形のたい積の基部の全周が着火してから発炎しなくなるまでの時間はいい、間欠的に発炎する場合には、最後の発炎が終了するまでの時間とする。以下この表において同じ。）を測定する。

ハ

試験物品に係る実施手順

イ 木粉の材質は、日本杉の邊材とする。ロ 木粉は、目開きが五百マイクロメートルの網ふるいを通過し、二百五十マイクロメートルの網ふるいを通過しないものとする。

イ 木粉の材質は、日本杉の邊材とする。ロ 木粉は、目開きが五百マイクロメートルの網ふるいを通過し、二百五十マイクロメートルの網ふるいを通過しないものとする。

ハ

(1) の木粉十五グラム及び六グラムの円錐形のたい積に、それぞれ試験物品十五グラム及び二十四グラムを注射器で上部から均一に注ぐことにより、木粉と混合する。

ハ

(2) のそれとの混合物について、(3) 及び (4) と同様の手順により実施する。

ハ

(3) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(4) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(5) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(6) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(7) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(8) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(9) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(10) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(11) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(12) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(13) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(14) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(15) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(16) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(17) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(18) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(19) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(20) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(21) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(22) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(23) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(24) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(25) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(26) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(27) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(28) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(29) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(30) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(31) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(32) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(33) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(34) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(35) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(36) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(37) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(38) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(39) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(40) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(41) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(42) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(43) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(44) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(45) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(46) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(47) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(48) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(49) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(50) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(51) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(52) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(53) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(54) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(55) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(56) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(57) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(58) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(59) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(60) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(61) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(62) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(63) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(64) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(65) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(66) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(67) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(68) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(69) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(70) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(71) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(72) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(73) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(74) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ

(75) 試験物品と木粉との混合物の燃焼時間は、(3) で測定した燃焼時間のうち時間の短い方の燃焼時間とする。

ハ